

違 反 対 象 物 一 覧 表

法令の省略 法：消防法（昭和 23 年法律第 186 号）

防 火 対 象 物 の 名 称	所 在 地	違 反 の 内 容	備 考
大江戸温泉物語 恵那峡	恵那市大井町字奥戸 2709 番地 399	スプリンクラー設備 機能不全	非常電源不備

※本公表は、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備の未設置が是正されていない場合に実施するものであり、公表対象違反以外の消防関係法令違反を併存している防火対象物もあります。

※公表の目的は、利用者等への火災危険性の情報提供として行うものです。